

様式第31号（第37条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者

住所

氏名

印

電話

( )

相談カード

小金井市まちづくり条例施行規則第37条の規定により、次のとおり提出します。

相談内容	(1)宅地開発事業		(2)中高層事業														
相談日	年 月 日																
事業名称																	
相談者	住所																
	氏名	電話 ( )															
事業者	住所																
	氏名	電話 ( )															
敷地	地名地番	小金井市 町 丁目 番															
	地権者	住所 氏名															
	開発区域	m <sup>2</sup>	区画数														
建物概要	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>													
	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m													
	階数	地下 階	地上 階	PH 階													
	主要用途			建物構造													
	計画戸数	住宅	ファミリー型	戸	ワンルーム型	戸											
		店舗	戸	事務所	戸	その他 戸											
添付資料	(1)案内図		(2)公図写し（地権者名記入）														
	(3)敷地実測図		(4)計画図														
備考	<p style="text-align: center;">受付： 年 月 日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>係</td> <td>主任</td> <td>係長</td> <td>補佐</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>					係	主任	係長	補佐	課長	部長						
係	主任	係長	補佐	課長	部長												

様式第32号 (第38条関係)  
(開発)

90cm以上

90cm以上

指定開発事業に係る事業計画のお知らせ			
開発事業の名称			
開発区域の地名地番			
計 画 概 要	開発区域面積		
	予定建築物		
	予定区画数		
	計画戸数		
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
事業者	住所 氏名	電話 ( )	
設計者	住所 氏名	電話 ( )	
施工者	住所 氏名	電話 ( )	
標識設置年月日	年 月 日		
<p>・この標識は、小金井市まちづくり条例第40条第1項及び小金井市まちづくり施行規則第38条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>・上記建築計画についての説明の申出は、次の連絡先へご連絡ください。</p> <p>(連絡先) 電話 ( )</p>			

(中高層)

90cm以上

指定開発事業に係る事業計画のお知らせ				
開発事業の名称				
開発区域の地名地番				
計 画 概 要	用途		開発区域面積	
	建築面積		延べ面積	
	構造		基礎工法	
	階数	地上階 地下階	高さ	m (最高 m)
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
事業者	住所 氏名	電話	( )	
設計者	住所 氏名	電話	( )	
施工者	住所 氏名	電話	( )	
標識設置年月日	年 月 日			
<p>・この標識は、小金井市まちづくり条例第40条第1項及び小金井市まちづくり施行規則第38条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>・上記建築計画についての説明の申出は、次の連絡先へご連絡ください。</p> <p>(連絡先) 電話 ( )</p>				

様式第33号（第38条関係）

（開発）

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者

住 所

氏 名

Ⓜ

電 話

( )

標 識 設 置 届

次の指定開発事業に係る標識を 年 月 日に設置したので、小金井市まちづくり条例第40条第2項の規定により届け出ます。

1	開 発 事 業 の 名 称	
2	設計者の住所及び氏名	電話 ( )
3	施工者の住所及び氏名	電話 ( )
4	(1) 地名地番	
	(2) 用途地域	
	(3) その他の地域地区	
5	開 発 区 域 面 積	
6	予 定 建 築 物	
7	予 定 区 画 数	
8	計 画 戸 数	
9	着 工 予 定	年 月 日
10	完 了 予 定	年 月 日

案内図

標識設置位置図

標識設置状況（遠影及び近影の写真をのり付けすること。）

(中高層)

年 月 日

(宛先) 小金井市長

事業者

住 所

氏 名

Ⓜ

電 話

( )

標 識 設 置 届

次の指定開発事業に係る標識を 年 月 日に設置したので、小金井市まちづくり条例第40条第2項の規定により届け出ます。

1	開発事業の名称			
2	設計者の住所及び氏名			電話 ( )
3	施工者の住所及び氏名			電話 ( )
4 開発区域 の位置	(1)	地名地番		
	(2)	用途地域		
	(3)	その他の 地域地区		
5	主要用途		6	工事種別
7 計画に係る 建築物	(1)	高さ m (最高 m)	(2)	階数 地上階 地下階
	(3)	構造	(4)	基礎工法
		計画に係る部分	計画以外の部分	合計
8	開発区域面積			m <sup>2</sup>
9	建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
10	延べ面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
11	着工予定		年 月 日	
12	完了予定		年 月 日	

案内図

標識設置位置図

標識設置状況（遠影及び近影の写真をのり付けすること。）

様式第34号（第38条関係）

（開発）

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者

住 所

氏 名

⑩

電 話

（ ）

標 識 記 載 事 項 変 更 届

次の指定開発事業に係る標識を設置しましたが、年 月 日に記載事項を変更したので、小金井市まちづくり条例施行規則第38条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	開 発 事 業 の 名 称	
2	設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 （ ）
3	施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 （ ）
4	(1) 地名地番	
	(2) 用途地域	
	(3) その他の地域地区	
5	開 発 区 域 面 積 (変 更 前) (変 更 後)	
6	予 定 建 築 物 (変 更 前) (変 更 後)	
7	予 定 区 画 数 (変 更 前) (変 更 後)	
8	計 画 戸 数 (変 更 前) (変 更 後)	
9	着 工 予 定	年 月 日
10	完 了 予 定	年 月 日



案内図

標識設置位置図

標識設置状況（遠影及び近影の写真をのり付けすること。）

(中高層)

年 月 日

(宛先) 小金井市長

事業者

住 所

氏 名

Ⓔ

電 話

( )

標 識 記 載 事 項 変 更 届

次の指定開発事業に係る標識を設置しましたが、年 月 日に記載事項を変更したので、小金井市まちづくり条例施行規則第38条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	開発事業の名称			
2	設計者の住所及び氏名			
		電話	( )	
3	施工者の住所及び氏名			
		電話	( )	
4 開発区域 の位置	(1) 地名地番			
	(2) 用途地域			
	(3) その他の 地域地区			
5	主要用途 (変更前) (変更後)	6	工事種別	
7 計画に係 る建築物	(1) 高さ (変更前)	m	(2) 階 数	
	(1) 高さ (変更後)	m		地上 階地下 階
	(3) 構造		(4) 基礎工法	
		計画に係る部分	計画以外の部分	合 計
8	開発区域面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
9	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
10	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
11	着工予定	年 月 日		
12	完了予定	年 月 日		

案内図

標識設置位置図

標識設置状況（遠影及び近影の写真をのり付けすること。）

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者

住 所

氏 名

Ⓜ

電 話

( )

住 民 説 明 会 等 報 告 書

小金井市まちづくり条例第40条第4項及び第6項の規定に基づき実施した説明会等の内容について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名称

2 地名地番 小金井市 町 丁目 番

3 配布資料 別紙のとおり

4 説明経過

年 月 日	場 所 (住所)	近隣住民対象者	説 明 者	備 考

5 説明内容等

6 近隣住民の指摘事項及び対策

様式第36号（第40条関係）

（開発）

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者

住 所

氏 名

印

指定開発事業に係る事前協議書

標記の件について、小金井市まちづくり条例第41条第1項の規定により下記のとおり提出します。

記

- 1 事業計画書
- 2 委任状
- 3 宅地開発事業及び中高層建築物の建設における紛争の予防対策書
- 4 標識設置届
- 5 住民説明会等報告書
- 6 同上の説明資料
- 7 資材等の搬出・搬入経路図
- 8 位置図
- 9 公図写し（所有者名記入）
- 10 公共施設の管理者等に関する図面
- 11 公共施設構造図
- 12 公園・緑地計画図
- 13 敷地実測図及び求積図
- 14 排水施設計画平面図・縦断図

(中高層)

年 月 日

(宛先) 小金井市長

事業者

住 所

氏 名

印

### 指定開発事業に係る事前協議書

標記の件について、小金井市まちづくり条例第41条第1項の規定より下記のとおり提出します。

#### 記

- 1 事業計画書
- 2 委任状
- 3 宅地開発事業及び中高層建築物の建設における紛争の予防対策書
- 4 標識設置届
- 5 住民説明会等報告書
- 6 同上の説明資料
- 7 資材等の搬出・搬入経路図
- 8 位置図
- 9 公図写し（所有者名記入・2Hの範囲（なるべく広範囲））
- 10 公共施設の管理者等に関する図面
- 11 公共施設構造図
- 12 緑化計画図
- 13 敷地実測図及び求積図
- 14 建物の配置図
- 15 各階の平面図
- 16 建物の立面図
- 17 日影図（日影規制値によるものと平均地盤面で測定したものの2種類とする。）
- 18 電波障害の調査書

小 発 第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公 印

指定開発事業に係る事前協議通知書

年 月 日付けで提出された指定開発事業に係る事前協議については、小金井市まちづくり条例施行規則第40条第2項の規定により、下記のとおり審査の結果を通知します。

記

事業名称		
地名地番		
事業施行面積		
事業者	住所	
	氏名	
用途		
事前協議審査結果		

様式第38号（第41条関係）

（開発）

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者

住 所

氏 名

印

同 意 ・ 協 議 申 請 書

都市計画法第32条及び小金井市まちづくり条例第42条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 協定書
- 2 事業計画書
- 3 宅地開発事業及び中高層建築物の建設における紛争の予防対策書
- 4 事業に関する念書
- 5 計画図
  - (1) 位置図
  - (2) 公図写し（土地所有者名記入）
  - (3) 現況図
  - (4) 公共施設の管理者等に関する図面
  - (5) 公園・緑地計画図
  - (6) 実測図及び求積平面図
  - (7) 土地利用計画図



- (8) 造成計画平面図
- (9) 造成計画断面図
- (10) 排水施設計画平面図・縦断図
- (11) 道路計画平面図
- (12) 公共施設構造図

## 6 証書類等

- (1) 委任状
- (2) 会社の資格証明
- (3) 代表者の印鑑証明
- (4) 土地所有者の印鑑証明
- (5) 土地の無償寄附承諾書
- (6) 土地の登記事項証明書
- (7) 登記原因証明情報

## 7 その他

- (1) 標識設置届
- (2) 住民説明会等報告書
- (3) 同上の説明資料
- (4) 資材等の搬出・搬入経路図

(開発)

年 月 日

(宛先) 小金井市長

事業者

住 所

氏 名

印

同 意 ・ 協 議 申 請 書

都市計画法第32条、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第53条第3項及び小金井市まちづくり条例第42条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 協定書
- 2 事業計画書
- 3 宅地開発事業及び中高層建築物の建設における紛争の予防対策書
- 4 事業に関する念書
- 5 計画図
  - (1) 位置図
  - (2) 公図写し（土地所有者名記入）
  - (3) 現況図
  - (4) 公共施設の管理者等に関する図面
  - (5) 公園・緑地計画図
  - (6) 実測図及び求積平面図
  - (7) 土地利用計画図
  - (8) 造成計画平面図

- (9) 造成計画断面図
- (10) 排水施設計画平面図・縦断図
- (11) 道路計画平面図
- (12) 公共施設構造図

## 6 証書類等

- (1) 委任状
- (2) 会社の資格証明
- (3) 代表者の印鑑証明
- (4) 土地所有者の印鑑証明
- (5) 土地の無償寄附承諾書
- (6) 土地の登記事項証明書
- (7) 登記原因証明情報

## 7 その他

- (1) 標識設置届
- (2) 住民説明会等報告書
- (3) 同上の説明資料
- (4) 資材等の搬出・搬入経路図

(中高層)

年 月 日

(宛先) 小金井市長

事業者

住 所

氏 名

⑩

同 意 ・ 協 議 申 請 書

小金井市まちづくり条例第42条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 協定書
- 2 事業計画書
- 3 宅地開発事業及び中高層建築物の建設における紛争の予防対策書
- 4 事業に関する念書
- 5 計画図
  - (1) 位置図
  - (2) 公図写し（土地所有者名記入・2Hの範囲（なるべく広範囲））
  - (3) 配置図
  - (4) 公共施設の管理者等に関する図面
  - (5) 緑化計画図
  - (6) 実測図及び求積平面図
  - (7) 各階平面図
  - (8) 建物の立面図

- (9) 建物の断面図
- (10) 排水施設計画平面図
- (11) 道路計画平面図
- (12) 公共施設構造図
- (13) 日影図（日影規制値によるものと平均地盤面で測定したものの2種類）
- (14) 電波障害の調査書

## 6 証書類等

- (1) 委任状
- (2) 会社の資格証明
- (3) 代表者の印鑑証明
- (4) 土地所有者の印鑑証明
- (5) 土地の無償寄附承諾書
- (6) 土地の登記事項証明書

## 7 その他

- (1) 標識設置届
- (2) 住民説明会等報告書
- (3) 同上の説明資料
- (4) 資材等の搬出・搬入経路図

(中高層)

年 月 日

(宛先) 小金井市長

事業者

住 所

氏 名

印

同 意 ・ 協 議 申 請 書

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第53条第3項及び小金井市まちづくり条例第42条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 協定書
- 2 事業計画書
- 3 宅地開発事業及び中高層建築物の建設における紛争の予防対策書
- 4 事業に関する念書
- 5 計画図
  - (1) 位置図
  - (2) 公図写し（土地所有者名記入・2Hの範囲（なるべく広範囲））
  - (3) 配置図
  - (4) 公共施設の管理者等に関する図面
  - (5) 緑化計画図
  - (6) 実測図及び求積平面図
  - (7) 各階平面図
  - (8) 建物の立面図

- (9) 建物の断面図
- (10) 排水施設計画平面図
- (11) 道路計画平面図
- (12) 公共施設構造図
- (13) 日影図（日影規制値によるものと平均地盤面で測定したものの2種類）
- (14) 電波障害の調査書

## 6 証書類等

- (1) 委任状
- (2) 会社の資格証明
- (3) 代表者の印鑑証明
- (4) 土地所有者の印鑑証明
- (5) 土地の無償寄附承諾書
- (6) 土地の登記事項証明書

## 7 その他

- (1) 標識設置届
- (2) 住民説明会等報告書
- (3) 同上の説明資料
- (4) 資材等の搬出・搬入経路図

様式第 39 号（第 41 条関係）

（開発）

## 協 定 書

年 月 日

（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、都市計画法第 32 条、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第 53 条第 3 項及び小金井市まちづくり条例第 42 条第 2 項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 1 協議事項

- (1) 宅地開発事業により新たに設置される公共施設等について
- (2) その他

#### 2 協議結果

##### (1)について

ア 管理者等は、別表のとおりとする。

イ 乙の管理することとなる土地については都市計画法第 40 条の規定により乙に帰属する。

ウ 公共施設の構造等については、別途設計図書のとおりとする。

##### (2)について

ア 甲は、公共施設の工事着工に当たっては乙の指示監督に従う。

イ 甲は、乙の指示に従い境界石を埋設する。

ウ 公共施設については、各工種ごとの施工順序に従って写真を撮り、甲は工事竣工後まとめて乙に提出する。

エ 甲は、本開発事業に関する工事施工が付近住民に被害を及ぼさないよう十分注意するとともに、万一被害を及ぼしたときは、甲はその一切の責めを負う。

オ 道路整備に当たっては、路盤工事後、甲は乙の中間検査を受ける。

カ 本開発事業での工事完了後に、公共施設の引継ぎ事務に必要な書類を乙が求めたときは、甲は速やかに乙に引き渡す。

キ 工事が竣工したときは、甲は乙の完了検査を受け、乙に帰属する公共施設については速やかに乙に引き渡す。



- ク 甲は、乙に公共施設を引き渡した日から12か月間以内に、甲の責めによる瑕疵が発見された場合は、甲の責任において補修する。
- ケ 甲は、乙に帰属する土地については、工事完了時までに分筆するものとする。
- コ その他疑義を生じた場合は、甲乙協議するものとする。

上記の協議の証として協定書を2通作成し、双方で記名押印の上、各1通ずつ保管する。

年 月 日

甲

乙 小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市長



## 新たに設置される公共施設

種 別	数 量	管 理 者	用地の帰属	施設の帰属	備 考
道 路					
公 園					

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
街 き よ					
下水道 管きよ					
マンホール					
汚水ます					
雨水ます					
街 路 灯					
カーブミラー					

### その他の公益施設

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
防 火 水 槽					

(開発)

## 協 定 書

年 月 日

(以下「甲」という。)と小金井市(以下「乙」という。)は、都市計画法第32条、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第53条第3項及び小金井市まちづくり条例第42条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 1 協議事項

- (1) 宅地開発事業により新たに設置される公共施設等について
- (2) その他

#### 2 協議結果

##### (1)について

ア 管理者等は、別表のとおりとする。

イ 公共施設の構造等については、別途設計図書のとおりとする。

##### (2)について

ア 甲は、公共施設の工事着工に当たっては乙の指示監督に従う。

イ 公共施設については、各工種ごとの施工順序に従って写真を撮り、甲は工事竣工後まとめて乙に提出する。

ウ 甲は、本開発事業に関する工事施工が付近住民に被害を及ぼさないよう十分注意するとともに、万一被害を及ぼしたときは、甲はその一切の責めを負う。

エ 道路整備に当たっては、路盤工事後、甲は乙の中間検査を受ける。

オ 本開発事業での工事完了後に、公共施設の引継ぎ事務に必要な書類を乙が求めたときは、甲は速やかに乙に引き渡す。

カ 工事が竣工したときは、甲は乙の完了検査を受け、乙に帰属する公共施設については速やかに乙に引き渡す。

キ 甲は、乙に公共施設を引き渡した日から12か月間以内に、甲の責めによる瑕疵が発見された場合は、甲の責任において補修する。

ク その他疑義を生じた場合は、甲乙協議するものとする。

上記の協議の証として協定書を2通作成し、双方で記名押印の上、各1通ずつ保管する。

年 月 日

甲

乙 小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市長



## 新たに設置される公共施設

種 別	数 量	管 理 者	用地の帰属	施設の帰属	備 考
道 路					
公 園					

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
街 き よ					
下水道 管きよ					
マンホール					
汚水ます					
雨水ます					
街 路 灯					
カーブミラー					

### その他の公益施設

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
防 火 水 槽					

(開発)

## 協 定 書

年 月 日

(以下「甲」という。)と小金井市(以下「乙」という。)は、都市計画法第32条及び小金井市まちづくり条例第42条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 1 協議事項

- (1) 宅地開発事業により新たに設置される公共施設等について
- (2) その他

#### 2 協議結果

##### (1)について

ア 管理者等は、別表のとおりとする。

イ 乙の管理することとなる土地については、都市計画法第40条の規定により乙に帰属する。

ウ 公共施設の構造等については、別途設計図書のとおりとする。

##### (2)について

ア 甲は、公共施設の工事着工に当たっては乙の指示監督に従う。

イ 甲は、乙の指示に従い境界石を埋設する。

ウ 公共施設については、各工種ごとの施工順序に従って写真を撮り、甲は工事竣工後まとめて乙に提出する。

エ 甲は、本開発事業に関する工事施工が付近住民に被害を及ぼさないよう十分注意するとともに、万一被害を及ぼしたときは、甲はその一切の責めを負う。

オ 道路整備に当たっては、路盤工事後、甲は乙の中間検査を受ける。

カ 本開発事業での工事完了後に、公共施設の引継ぎ事務に必要な書類を乙が求めたときは、甲は速やかに乙に引き渡す。

キ 工事が竣工したときは、甲は乙の完了検査を受け、乙に帰属する公共施設については速やかに乙に引き渡す。

ク 甲は、乙に公共施設を引き渡した日から12か月間以内に、甲の責めによる瑕疵

が発見された場合は、甲の責任において補修する。

ケ 甲は、乙に帰属する土地については、工事完了時までに分筆するものとする。

コ その他疑義を生じた場合は、甲乙協議するものとする。

上記の協議の証として協定書を2通作成し、双方で記名押印の上、各1通ずつ保管する。

年 月 日

甲

乙 小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市長



## 新たに設置される公共施設

種 別	数 量	管 理 者	用地の帰属	施設の帰属	備 考
道 路					
公 園					

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
街 き よ					
下水道 管きよ					
マンホール					
汚水ます					
雨水ます					
街 路 灯					
カーブミラー					

### その他の公益施設

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
防 火 水 槽					



(開発)

## 協 定 書

年 月 日

(以下「甲」という。)と小金井市(以下「乙」という。)は、都市計画法第32条及び小金井市まちづくり条例第42条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 1 協議事項

- (1) 宅地開発事業により新たに設置される公共施設等について
- (2) その他

#### 2 協議結果

##### (1)について

ア 管理者等は、別表のとおりとする。

イ 公共施設の構造等については、別途設計図書のとおりとする。

##### (2)について

ア 甲は、公共施設の工事着工に当たっては乙の指示監督に従う。

イ 公共施設については、各工種ごとの施工順序に従って写真を撮り、甲は工事竣工後まとめて乙に提出する。

ウ 甲は、本開発事業に関する工事施工が付近住民に被害を及ぼさないよう十分注意するとともに、万一被害を及ぼしたときは、甲はその一切の責めを負う。

エ 道路整備に当たっては、路盤工事後、甲は乙の中間検査を受ける。

オ 本開発事業での工事完了後に、公共施設の引継ぎ事務に必要な書類を乙が求めたときは、甲は速やかに乙に引き渡す。

カ 工事が竣工したときは、甲は乙の完了検査を受け、乙に帰属する公共施設については速やかに乙に引き渡す。

キ 甲は、乙に公共施設を引き渡した日から12か月間以内に、甲の責めによる瑕疵が発見された場合は、甲の責任において補修する。

ク その他疑義を生じた場合は、甲乙協議するものとする。

上記の協議の証として協定書を2通作成し、双方で記名押印の上、各1通ずつ保管する。

年 月 日

甲

乙 小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市長



## 新たに設置される公共施設

種 別	数 量	管 理 者	用地の帰属	施設の帰属	備 考
道 路					
公 園					

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
街 き よ					
下水道 管きよ					
マンホール					
汚水ます					
雨水ます					
街 路 灯					
カーブミラー					

### その他の公益施設

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
防 火 水 槽					

(中高層)

## 協 定 書

年 月 日

(以下「甲」という。)と小金井市(以下「乙」という。)は、小金井市まちづくり条例第42条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 1 協議事項

- (1) 宅地開発事業により新たに設置される公共施設等について
- (2) その他

#### 2 協議結果

##### (1)について

- ア 管理者等は、別表のとおりとする。
- イ 乙の管理することとなる土地については無償で乙に寄附する。
- ウ 公共施設の構造等については、別途設計図書のとおりとする。

##### (2)について

- ア 甲は、公共施設の工事着工に当たっては乙の指示監督に従う。
- イ 甲は、乙の指示に従い境界石を埋設する。
- ウ 公共施設については、各工種ごとの施工順序に従って写真を撮り、甲は工事竣工後まとめて乙に提出する。
- エ 甲は、本開発事業に関する工事施工が付近住民に被害を及ぼさないよう十分注意するとともに、万一被害を及ぼしたときは、甲はその一切の責めを負う。
- オ 道路整備に当たっては、路盤工事後、甲は乙の中間検査を受ける。
- カ 本開発事業での工事完了後に、公共施設の引継ぎ事務に必要な書類を乙が求めたときは、甲は速やかに乙に引き渡す。
- キ 工事が竣工したときは、甲は乙の完了検査を受け、乙に寄附する公共施設については速やかに乙に引き渡す。
- ク 甲は、乙に公共施設を引き渡した日から12か月間以内に、甲の責めによる瑕疵が発見された場合は、甲の責任において補修する。

- ケ 甲は、乙に寄附する土地については、工事完了時までには分筆するものとする。
- コ その他疑義を生じた場合は、甲乙協議するものとする。

上記の協議の証として協定書を2通作成し、双方で記名押印の上、各1通ずつ保管する。

年 月 日

甲

乙 小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市長



## 新たに設置される公共施設

種 別	数 量	管 理 者	用地の帰属	施設の帰属	備 考
道 路					
公 園					

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
街 き よ					
汚 水 ま す					
雨 水 ま す					
街 路 灯					

### その他の公益施設

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
清 掃 施 設					
防 火 水 槽					

種 別	要 旨
駐 輪 施 設	
駐 車 施 設	住宅用 荷卸し用

(中高層)

## 協 定 書

年 月 日

(以下「甲」という。)と小金井市(以下「乙」という。)は、小金井市まちづくり条例第42条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 1 協議事項

- (1) 宅地開発事業により新たに設置される公共施設等について
- (2) その他

#### 2 協議結果

##### (1)について

- ア 管理者等は、別表のとおりとする。
- イ 公共施設の構造等については、別途設計図書のとおりとする。

##### (2)について

- ア 甲は、公共施設の工事着工に当たっては乙の指示監督に従う。
- イ 公共施設については、各工種ごとの施工順序に従って写真を撮り、甲は工事竣工後まとめて乙に提出する。
- ウ 甲は、本開発事業に関する工事施工が付近住民に被害を及ぼさないよう十分注意するとともに、万一被害を及ぼしたときは、甲はその一切の責めを負う。
- エ 道路整備に当たっては、路盤工事後、甲は乙の中間検査を受ける。
- オ 本開発事業での工事完了後に、公共施設の引継ぎ事務に必要な書類を乙が求めたときは、甲は速やかに乙に引き渡す。
- カ 工事が竣工したときは、甲は乙の完了検査を受け、乙に寄附する公共施設については速やかに乙に引き渡す。
- キ 甲は、乙に公共施設を引き渡した日から12か月間以内に、甲の責めによる瑕疵が発見された場合は、甲の責任において補修する。
- ク その他疑義を生じた場合は、甲乙協議するものとする。

上記の協議の証として協定書を2通作成し、双方で記名押印の上、各1通ずつ保管する。

年 月 日

甲

乙 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

小金井市長





## 新たに設置される公共施設

種 別	数 量	管 理 者	用地の帰属	施設の帰属	備 考
道 路					
公 園					

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
街 き よ					
汚 水 ま す					
雨 水 ま す					
街 路 灯					

### その他の公益施設

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
清 掃 施 設					
防 火 水 槽					

種 別	要 旨
駐 輪 施 設	
駐 車 施 設	住宅用 荷卸し用

(中高層)

## 協 定 書

年 月 日

(以下「甲」という。)と小金井市(以下「乙」という。)は、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第53条第3項及び小金井市まちづくり条例第42条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 1 協議事項

- (1) 宅地開発事業により新たに設置される公共施設等について
- (2) その他

#### 2 協議結果

##### (1)について

- ア 管理者等は、別表のとおりとする。
- イ 乙の管理することとなる土地については無償で乙に寄附する。
- ウ 公共施設の構造等については、別途設計図書のとおりとする。

##### (2)について

- ア 甲は、公共施設の工事着工に当たっては乙の指示監督に従う。
- イ 甲は、乙の指示に従い境界石を埋設する。
- ウ 公共施設については、各工種ごとの施工順序に従って写真を撮り、甲は工事竣工後まとめて乙に提出する。
- エ 甲は、本開発事業に関する工事施工が付近住民に被害を及ぼさないよう十分注意するとともに、万一被害を及ぼしたときは、甲はその一切の責めを負う。
- オ 道路整備に当たっては、路盤工事後、甲は乙の中間検査を受ける。
- カ 本開発事業での工事完了後に、公共施設の引継ぎ事務に必要な書類を乙が求めたときは、甲は速やかに乙に引き渡す。
- キ 工事が竣工したときは、甲は乙の完了検査を受け、乙に寄附する公共施設については速やかに乙に引き渡す。
- ク 甲は、乙に公共施設を引き渡した日から12か月間以内に、甲の責めによる瑕疵

が発見された場合は、甲の責任において補修する。

ケ 甲は、乙に寄附する土地については、工事完了時まで分筆するものとする。

コ その他疑義を生じた場合は、甲乙協議するものとする。

上記の協議の証として協定書を2通作成し、双方で記名押印の上、各1通ずつ保管する。

年 月 日

甲

乙 小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市長



## 新たに設置される公共施設

種 別	数 量	管 理 者	用地の帰属	施設の帰属	備 考
道 路					
公 園					

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
街 き よ					
汚 水 ま す					
雨 水 ま す					
街 路 灯					

### その他の公益施設

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
清 掃 施 設					
防 火 水 槽					

種 別	要 旨
駐 輪 施 設	
駐 車 施 設	住宅用 荷卸し用

(中高層)

## 協 定 書

年 月 日

(以下「甲」という。)と小金井市(以下「乙」という。)は、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第53条第3項及び小金井市まちづくり条例第42条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### 1 協議事項

- (1) 宅地開発事業により新たに設置される公共施設等について
- (2) その他

#### 2 協議結果

##### (1)について

- ア 管理者等は、別表のとおりとする。
- イ 公共施設の構造等については、別途設計図書のとおりとする。

##### (2)について

- ア 甲は、公共施設の工事着工に当たっては乙の指示監督に従う。
- イ 公共施設については、各工種ごとの施工順序に従って写真を撮り、甲は工事竣工後まとめて乙に提出する。
- ウ 甲は、本開発事業に関する工事施工が付近住民に被害を及ぼさないよう十分注意するとともに、万一被害を及ぼしたときは、甲はその一切の責めを負う。
- エ 道路整備に当たっては、路盤工事後、甲は乙の中間検査を受ける。
- オ 本開発事業での工事完了後に、公共施設の引継ぎ事務に必要な書類を乙が求めたときは、甲は速やかに乙に引き渡す。
- カ 工事が竣工したときは、甲は乙の完了検査を受け、乙に寄附する公共施設については速やかに乙に引き渡す。
- キ 甲は、乙に公共施設を引き渡した日から12か月間以内に、甲の責めによる瑕疵が発見された場合は、甲の責任において補修する。
- ク その他疑義を生じた場合は、甲乙協議するものとする。

上記の協議の証として協定書を2通作成し、双方で記名押印の上、各1通ずつ保管する。

年 月 日

甲

乙 小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市長



## 新たに設置される公共施設

種 別	数 量	管 理 者	用地の帰属	施設の帰属	備 考
道 路					
公 園					

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
街 き よ					
汚 水 ま す					
雨 水 ま す					
街 路 灯					

### その他の公益施設

種 別	規 格 等	数 量	管 理 者	施設の帰属	備 考
清 掃 施 設					
防 火 水 槽					

種 別	要 旨
駐 輪 施 設	
駐 車 施 設	住宅用 荷卸し用

様式第40号（第41条関係）  
（開発）

小 発 第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公 印

### 同 意 書

小金井市まちづくり条例第42条第1項の規定による、 年 月 日付けであった申請について、都市計画法第32条及び小金井市まちづくり条例第42条第3項の規定により、開発行為に関係がある公共施設の管理者として下記のとおり同意します。

#### 記

1 開発許可申請者の住所及び氏名

2 開発区域に含まれる地域の名称

小金井市 町 丁目

3 開発区域面積

m<sup>2</sup>

4 同意事項

当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を、下表既存公共施設に接続することに同意します。

道 路	公 共 下 水 道 施 設	そ の 他 の 公 共 施 設

5 同意条件

- (1) 工事の施工に当たっては、別に道路占用等管理者の許可を受けること。
- (2) 工事の中断又は事業の廃止等により、公共施設が損なわれている場合には、管理者の指示に従いその機能を回復すること。
- (3) 本開発事業については、本書添付の対策書の各項目及び念書を遵守すること。



(中高層)

小 発 第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公 印

### 同 意 書

小金井市まちづくり条例第42条第1項の規定による、  
年 月 日付け  
で申請のあった開発事業について、小金井市まちづくり条例第42条第3項の規定により、  
下記のとおり同意します。

### 記

1 申請者の住所及び氏名

2 開発区域に含まれる地域の名称  
小金井市 町 丁目

3 開発区域の面積及び建物  
開発区域の面積  $m^2$   
建物 地上 階

4 同意事項  
別紙申請図書のとおりとします。

5 同意条件

- (1) 工事の施工に当たっては、別に道路占用等管理者の許可を受けること。
- (2) 工事の中断又は事業の廃止等により、公共施設が損なわれている場合には、管理者の指示に従いその機能を回復すること。
- (3) 本開発事業については、本書添付の対策書の各項目及び念書を遵守すること。

(開発)

小 発 第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公 印

### 同 意 書

小金井市まちづくり条例第42条第1項の規定による、 年 月 日付けであった申請について、都市計画法第32条、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第53条第3項及び小金井市まちづくり条例第42条第3項規定により、開発行為に関係がある公共施設の管理者として下記のとおり同意します。

#### 記

1 開発許可申請者の住所及び氏名

2 開発区域に含まれる地域の名称

小金井市 町 丁目

3 開発区域面積

m<sup>2</sup>

4 同意事項

当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を、下表既存公共施設に接続することに同意します。

道 路	公 共 下 水 道 施 設	そ の 他 の 公 共 施 設

5 同意条件

- (1) 工事の施工に当たっては、別に道路占用等管理者の許可を受けること。
- (2) 工事の中断又は事業の廃止等により、公共施設が損なわれている場合には、管理者の指示に従いその機能を回復すること。
- (3) 本開発事業については、本書添付の対策書の各項目及び念書を遵守すること。

(中高層)

小 発 第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公 印

### 同 意 書

小金井市まちづくり条例第42条第1項の規定による、  
年 月 日付け  
で申請のあった開発事業について、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則  
第53条第3項及び小金井市まちづくり条例第42条第3項の規定により、下記のとおり  
同意します。

### 記

1 申請者の住所及び氏名

2 開発区域に含まれる地域の名称  
小金井市 町 丁目

3 開発区域の面積及び建物  
開発区域の面積  $m^2$   
建物 地上 階

4 同意事項  
別紙申請図書のとおりとします。

5 同意条件

- (1) 工事の施工に当たっては、別に道路占用等管理者の許可を受けること。
- (2) 工事の中断又は事業の廃止等により、公共施設が損なわれている場合には、管理者の指示に従いその機能を回復すること。
- (3) 本開発事業については、本書添付の対策書の各項目及び念書を遵守すること。

（宛先）小金井市長

事業者  
住 所  
氏 名 ⑩  
電 話 ( )

指定開発事業地位承継届

小金井市まちづくり条例施行規則第42条の規定により、開発事業の地位承継について、次のとおり届け出ます。

開 発 区 域	地 名 地 番	
	区 域 面 積	m <sup>2</sup>
	主 な 土 地 利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 住宅（戸建） <input type="checkbox"/> その他（ ）
被 承 継 人	住 所	〒
	氏 名	⑩
	電 話	
事 前 協 議 書 提 出 年 月 日	年 月 日	
協 定 締 結 年 月 日	年 月 日	
承 継 の 理 由		

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者

住 所

氏 名

印

電 話

（ ）

工 事 着 手 届

小金井市まちづくり条例第44条の規定により、次のとおり開発事業の工事着手届を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		
開 発 区 域 の 地 名 地 番		
協 定 締 結 年 月 日	年 月 日	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
事 業 者	住 所	〒
	氏 名	
	電 話	
施 工 者	住 所	〒
	氏 名	
	電 話	

※添付書類 工程表

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者

住 所

氏 名

印

電 話

（ ）

工 事 完 了 届

小金井市まちづくり条例第46条第1項の規定により、次のとおり開発事業工事の完了届を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		
開 発 区 域 の 地 名 地 番		
協 定 締 結 年 月 日	年 月 日	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	
事 業 者	住 所	〒
	氏 名	
	電 話	
施 工 者	住 所	〒
	氏 名	
	電 話	

※添付書類 工程表

小 発 第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公 印

検 査 済 証

下記の指定開発事業に関する工事は、 年 月 日の小金井市まちづくり条例第46条第2項の規定による確認の結果、小金井市まちづくり条例第42条第2項の規定による同意・協議内容に適合していることを証明します。

記

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小金井市 町 丁目
- 2 同意を受けた者の住所及び氏名

（宛先）小金井市長

事業者  
住 所  
氏 名 ⑩  
電 話 ( )

公 共 施 設 等 引 渡 書

小金井市まちづくり条例施行規則第46条第2項の規定により、下記の公共施設等を引き渡します。

記

種 別	数 量 (㎡)	地 番	摘 要
道 路		町 丁目 番	附帯施設を含む
道路予定地			附帯施設を含む
公 園			附帯施設を含む
清掃施設			附帯施設を含む

種 別	規 格 等	数 量
下水道施設 管きよ	φ	m
マンホール		箇所
汚水ます		箇所
雨水ます	350用	箇所
防火水槽		箇所

添付書類

- 境界確定図（ポリエステル・フィルム300#） 1部（他に写し1部）
- 地積測量図 2部
- 公図写 2部
- 登記事項証明書 2部
- 完了図（公共施設の管理者等に関する図面） 3部